

別紙10（漁港漁村環境整備事業に係る運用）

第1 趣旨

実施要綱第2の1の（2）の①のウの（ウ）に掲げる漁港漁村環境整備事業（以下この別紙においては「本事業」という。）の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業内容

1 事業の内容

(1) 漁港環境整備事業

この事業の内容は、緑地、防災施設等漁港の環境向上、防災対策に必要な施設及び用地の整備とする。

(2) 漁業集落環境整備事業

この事業の内容は、原則として、漁港漁場整備法第6条の規定により指定された漁港の背後に位置する漁業集落において実施する次に掲げるものとする。

ア 衛生関連施設

(ア) 漁業集落排水施設整備・・・漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設及びこれに付帯する処理施設の整備又は改築

(イ) 水産飲雑用水施設整備・・・船舶給水、漁獲物の洗浄、水産加工等を主体とする水産飲雑用水の供給に必要な施設の整備又は改築

(ウ) 地域資源利活用基盤整備・・・地域資源を利活用して、漁業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備

(エ) 用地整備・・・漁村環境の改善に必要な施設用地の整備

イ 防災関連施設

(ア) 漁業集落道整備・・・漁業活動、漁港の利用の増進及び防災安全の確保を図るために行う臨港道路等の漁港施設若しくは漁港関連道、又は環境改善施設（防災安全に資する施設に限る。）と集落内とを結ぶ道路の整備

(イ) 防災安全施設整備・・・漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な施設の整備

(ウ) 緑地・広場施設整備・・・快適にして潤いのある漁業集落の形成、その住民の健康増進及び防災安全の確保を図るために必要な施設の整備

(エ) 土地利用高度化再編整備・・・集落の生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保を図るために行う土地の再編整理及び施設の整備

(オ) 用地整備・・・漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備

(3) 漁村再生交付金事業

漁村再生交付金事業は、漁村再生計画に基づき、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤及び漁村の生活環境施設の総合的な整備を実施する事業とし、実施できる施設は漁港、漁場、漁港環境、漁業集落環境及び地域創造型による整備並びに水域の環境保全対策とする。

2 事業メニュー

(1) 実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)に掲げる漁港漁村環境整備事業の内容は、次の表の事業名、区分、工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

事業名	区分	工種	内容
漁港環境整備事業	1	(1) 緑地	樹木、芝生等の施設
		(2) 防災施設	広場、駐車場、避難施設、屋外拡声装置、警報装置、安全情報伝達施設等の施設
		(3) 用地整備	(ア) 対象となる用地は、災害時において避難又は緊急物資の一時保管場所等に利用される用地（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画（以下この別紙においては「地域防災計画等」という。）において定められたもの。）とする。 (イ) 上記用地の老朽化・機能強化対策が必要な場合は対象とするが、新たな用地造成は対象としない。
		(4) その他施設	さく、通路、照明、水道、休憩所、便所、海浜、突堤、離岸堤等の施設
		(5) 市町村等事業推進	市町村が行う漁港環境整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

漁業衛生 集落環境 関連施設 整備事業	2	(1) 漁業集落排水施設整備	<p>(ア) 漁業集落排水施設整備は、補助分及び単独分で構成する。</p> <p>(イ) 補助分は、排水路及び排水管並びに附帯する処理施設を対象とするが、末端の排水路及び排水管等は受益戸数2戸未満の部分は含まないものとする。また、処理施設の門、柵及び扉並びに個人の宅地内配管等は対象としない。</p> <p>(ウ) 単独分は、受益戸数2戸未満の末端の排水路及び排水管等並びに処理施設の門、柵及び扉を対象とし、個人の宅地内配管等は含まないものとする。</p> <p>(エ) 漁業集落排水施設整備に当たっては、排水の水質等について適切な処理がなされるよう留意するものとする。</p> <p>(オ) 改築の場合は、維持管理が適切に行われており、原則として供用開始後7年以上経過し、老朽化その他やむを得ない事由により損傷し又はその機能が低下した機械及び設備等であること。なお、事業期間は、おおむね3年間とする。</p> <p>(カ) 風力発電、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することができる。</p>
		(2) 水産飲雑用水施設整備	<p>(ア) 対象とする施設は取水、導水、浄水、送水又は配水等取水から配水までの施設とするが、配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管等は含まないものとする。</p> <p>(イ) 水産飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に従って適切な水質を確保するよう留意するものとする。</p> <p>(ウ) 改築の場合は、維持管理が適切に行われており、原則として供用開始後10年以上経過し、老朽化その他やむを得ない事由により損傷し又はその機能が低下した機械及び設備等であること。</p> <p>(エ) 風力発電、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することができる。</p>

		<p>(3) 地域資源利活用 基盤施設整備</p>	<p>対象とする施設は、漁村地域に存在する地域資源（海水・温水等の自然資源や水産物等の生産資源）を漁業集落道や漁業集落排水施設等の生活環境施設に供給又は利活用することにより、漁村の生活環境の効率的な改善を図るために必要な次の施設とする。</p> <p>(ア) 海水、温水等を活用した漁業集落道や防火用水等の公共施設の消雪施設</p> <p>(イ) 漁業集落排水処理施設から発生する汚泥と水産副産物を一体的に処理する堆肥化施設</p>
		<p>(4) 用地整備</p>	<p>漁村環境の改善に必要な施設用地の整備であり、漁業集落住民の生活改善のための共同利用施設、廃棄物処理施設、排水処理施設等を設置するための用地及び本事業の実施に伴い必要となる住宅等の代替用地とする。</p>
		<p>(5) 特認事業</p>	<p>上記のほか、本事業の目的を達成するため、水産庁長官が特に必要と認めた事業。</p>
<p>3</p>	<p>防災 関 連 施 設 整 備</p>	<p>(1) 漁業集落道整備</p>	<p>(ア) 対象となる道路は、災害時において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路となる漁業集落道（地域防災計画等において定められたもの。）とする。また、地震防災対策の強化を図るために整備する場合にあっては、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官通知）に基づく事業基本計画の承認を受けた地区に限り、当該施設の整備ができるものとする。</p> <p>(イ) 漁業活動等及び漁港の利用の増進を図るために行う道路の整備にあっては、漁業者が漁獲物又は資材の運搬等に必要なものであり、かつ、多くの漁業者が利用できる公共性の高いものとする。</p> <p>(ウ) 構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める基準に準拠するものとする。</p> <p>(エ) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道</p>

	<p>のうち幹線市町村道は対象としないものとする。</p> <p>(オ) 漁業集落道の事業基本計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局と協議し調整を図るよう努めるものとする。</p>
(2) 防災安全施設整備	<p>(ア) 対象とする施設は、漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な土砂崩壊防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設及び防火施設等とする。</p> <p>(イ) 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る本事業による防災安全施設を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。</p>
(3) 緑地・広場施設整備	<p>(ア) 対象となる施設は、災害時において避難地となる緑地・広場施設（地域防災計画等において定められたもの。）又は快適にして潤いのある漁業集落の形成等を図るために必要な緑地、防災施設及びこれらに附帯する施設とする。また、避難地となる緑地・広場施設は、当該漁業集落における避難地（公共空地）の面積を、避難地に避難すると見込まれる人数で除した場合に、計画避難人数一人につき1未満の面積となる場合に限り対象とする。</p> <p>(イ) 全体計画面積は、2,500以上（第3の2の（1）のウに該当する集落の整備であって、当該面積が周辺の空地（災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられるものに限る。）と併せて2,500㎡以上となる場合については、1,000㎡以上）とする。ただし、第3の2の（1）のエに該当する集落の整備であって、津波からの避難路や避難タワー等と併せて津波避難地の整備を行う場合に限り、計画避難人数一人につき1㎡以上の面積を確保するた</p>

			めの所要の面積を計画面積とする。
	(4) 土地利用高度化再編整備		(ア) 集落の一定規模の区画において生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保に必要な用地の確保のための土地の再編整理 (イ) 集落の円滑な交通及び景観の改善を図るため、電線、電話線、水道管等を地下に収容するための施設の整備 (ウ) 津波、高潮等の常襲地帯において集落の安全性を確保するための移転等及びその跡地に水産関係の施設整備を行うための用地整備
	(5) 用地整備		漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備であり、漁村環境の改善に必要な施設用地とは、漁業集落住民の生活改善のための共同利用施設、防災安全施設、緑地・広場施設等を設置するための用地及び本事業の実施に伴い必要となる住宅等の代替用地とする。
	(6) 特認事業		上記のほか、本事業の目的を達成するため、水産庁長官が特に必要と認めた事業。
	市町村等事業推進		市町村が行う漁業集落環境整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
漁村再生交付金事業	4 外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設、及び漁港施設用地の整備		別紙8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）第2の2（1）の工種(1)から(5)に規定する施設の整備。
漁場造	5 魚礁、増殖場、及び養殖場の整備		別紙8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）第2の2（1）の工種(6)から(8)に規定する施設の整備。 ただし、増殖場及び養殖場の整備について、漁港に近接した施設を整備するものについては、計画事業規

成		模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
6 水域 環境 保全 創造	水域環境保全	<p>効用の低下している漁場の生産力の回復及び水産資源の生息場の環境改善を図るため、又は漁場と接続する水域等において漁場への悪影響を未然に防止するためにに行う堆積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善、作れい、海水交流施設の設置、着定基質の設置並びにこれらに関連する施設の設置及び漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船（付属機械を含む。）の建造、購入又は補修並びに廃船の処理</p> <p>ただし、漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のための事業については、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。</p>
7 漁港 環境 施設 整備	緑地、防災施設、その他施設	<p>区分1で規定する(1)から(4)までを対象とする。</p> <p>ただし、用地造成を伴わない整備については、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。</p>
8 漁業 集落 環境	漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、地域資源利活用基盤施設整備及び用地整備	区分2の(1)から(4)まで及び3の(1)から(5)までを対象とする。
9	地域創造型整備	漁村再生計画に定める目標及び指標の達成に必要で

地域創造型整備	あり、事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備（区分4から8までの総事業費の10%以内）とする。
市町村等事業推進	市町村が行う漁村再生交付金事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

(2) 機能保全対策等

上記事業メニューのうち機能保全対策（機能診断、機能保全計画の策定及び機能保全計画に基づいた保全工事）を実施できるものは、次に掲げるものとする。

ア 漁港環境整備事業のうち緑地、防災施設及び用地

イ 漁業集落環境整備事業のうち漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設及び用地

なお、緑地・広場施設整備及び用地整備において、機能保全対策及び機能強化を実施することが出来るものは、災害時において避難若しくは緊急物資の一時保管場所等に利用される用地（地域防災計画等において定められたもの。）又は漁業集落排水施設用地に限るものとする。

3 事業主体

この事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第3 事業の対象

1 漁港環境整備事業

この事業の対象は次の要件のいずれにも該当する漁港とする。

- (1) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により指定された漁港区域内の漁港施設用地等において実施するものであって、この事業によって造成された施設を、原則として、漁港管理者が管理運営するもの。
- (2) この事業の実施につき、漁業者その他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高い地区であること。
- (3) 全体計画面積について、2,500㎡以上であること。ただし、第1種漁港及び第2種漁港については1,200㎡以上とする。

- (4) 当該事業の整備対象となる計画面積は、第2の2に掲げる漁港環境整備の施設を利用すると見込まれる人数（一日平均の当該施設利用者人数）で除した場合に、原則、計画利用者人数一人につき15㎡以下の面積となる場合に限るものとする。また、地域における防災対策上、災害時に機能を発揮する施設で、その構造、配置等が避難行動等を阻害しないものであること。
- (5) 総事業費が5,000万円以上であること。ただし、用地造成を伴わない整備については、計画事業規模3億円を超えるものとする。
- (6) 第2の2の(1)に掲げる防災施設及び用地整備で機能診断、機能保全計画策定及び保全工事のみを実施する場合は、5,000万円未満のものも実施できることとする。

2 漁業集落環境整備事業

- (1) この事業の対象となる集落は、次の要件のいずれかに該当する漁業集落であって、この事業の実施につき、漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いものとする。

ア 漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含める。）の割合とする。）又は漁家比率が第1位の漁業集落であること。なお、過去3年間で交流人口が増加している漁業集落については、漁業依存度の算出時、漁業生産額に交流人口増加に寄与する取組に係る生産額を加算できるものとする（交流人口増加に寄与する取組に係る生産額とは、①漁業体験における売上額、②農泊（渚泊）による売上額、③水産直売所の売上額、④集落内にある地域水産物を提供する食堂の売上額、⑤国内外の観光客における漁村のツアー売上額の総計（ただし、すでに計上されている漁業生産額を除く。）とする）。

ただし、資源回復計画作成要領（平成14年3月28日付け13水管第3882号水産庁長官通知）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき、漁獲努力量削減実施計画又は資源管理計画を策定し、さらに、資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法（昭和20年法律第267号）第124条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。）に令和5年度までに移行する又は移行した漁業団体の地区にある漁業集落については、当該計画作成時に漁業依存度又は漁家比率が第1位であったものも対象とする。

また、漁港漁場整備法第6条の規定により指定された漁港の背後以外に位置する漁業集落は、漁業集落排水施設の整備を実施する場合に限り対象とする。なお、この場合には都道府県関係部局、関係市町村との調整を了し、漁場等水域環境の保全、漁業集落の生活環境の改善の面から緊急性が認められる場合に限り実施するものとする。

イ 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設のみを整備する場合には、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により指定された漁港の背後（以下この別紙においては「漁港背後」という。）に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。

(ア) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条の規定により定められた排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6及び7の規定に基づき環境大臣が定める湖沼及び海域で、かつ、漁業が営まれる水域に面する集落

(イ) 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第123条第2項ただし書きの規定に基づき異常な赤潮による養殖損害をてん補することが可能な水域に面する漁業集落（ただし、事業採択年度の直近5箇年間に赤潮が発生した海域に面する漁業集落、又は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の2のアのA類型に係る基準値及び同イのII類型に係る基準値を達成していない水域に面する漁業集落に限る。）

ウ 第2の1の(2)のイに掲げる防災関連施設のみを整備する場合には、漁港背後に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。

(ア) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条の規定により指定された地震防災対策強化地域に立地する集落

(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域に立地する集落

(ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に立地する集落

(エ) 過去に発生した地震で特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けたことがある、又は今後、地震で著しい被害が生じるおそれがある地域であつて、(ア)から(ウ)までのいずれかの地域指定基準を満たし防災対策を推進する必要がある地域に立地する集

落

エ 第2の1の(2)のイの(㉞)に掲げる緑地・広場施設のうち計画避難人数一人につき1㎡以上の所要の面積の津波避難地を整備する場合は、次のいずれかに該当する集落とする。

(ア) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第10条の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に立地する集落

(イ) 過去に津波被害を受けたことがある又は今後受けるおそれがある地域にあって、当該地域への津波の浸水想定が30分以内に30cm以上の浸水深である等、避難対策の必要性が高い地域に立地する集落

(2) 対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下）の規模であることとする。

ただし、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が50人以上5,000人以下の規模の漁業集落であること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）に規定する離島振興対策実施地域

イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に規定する辺地を包括する市町村

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）に規定する振興山村

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に規定する奄美群島

(3) 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設整備については、(1)のア又はイに定める漁業集落（以下この別紙においては「基

本集落」という。)において、基本集落以外の集落を対象として、当該施設整備を実施することにより、漁港及び周辺水域の水質保全がより効率的に図られると認められる場合に一体的に整備することができる。ただし、原則として基本集落の規模を上回らない次のいずれかに該当する集落であることとする。

ア 基本集落に近接した集落

イ 基本集落と一連の沿岸域に位置し、漁協が同一又は漁業生産活動が密接な関係にあり、(1)のア及び(2)の要件の全てに該当する漁業集落

(4) 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設、第2の1の(2)のアの(イ)に掲げる水産飲雑用水施設又は第1の1の(2)のイに掲げる防災関連施設の整備を同一市町村の複数の漁業集落で一体的に行うことにより広域的な減災力の強化が図られると認められる場合は、これを1事業として実施することができるものとする。ただし、第2の3で定める事業主体が災害に強い漁業地域づくり事業実施要領(平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知)第5に掲げる事業基本計画を作成する場合であって、当該複数集落がそれぞれ(1)から(3)に該当する集落である場合に限るものとする。

(5) この事業の総事業費は3,000万円以上とする。ただし、漁業集落環境整備において(4)に該当する場合は以下の事業費以上とする。

事業費(万円) = 3,000 + 1,500 × (漁業集落数(漁業集落数が4を超える場合は4とする。) - 1)

(6) 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設整備及び(イ)に掲げる水産飲雑用水施設整備で機能診断と機能保全計画策定のみの場合は3,000万円未満のものも実施できることとする。

また、保全工事のみを実施する場合の総事業費は、250万円以上とする。

ただし第3の2の(2)に掲げる地域のいずれかの地域内で保全工事のみを実施する場合の総事業費は、150万円以上とする。

(7) 第2の1の(2)のアの(エ)及びイの(オ)に掲げる用地整備、イの(ア)に掲げる漁業集落道整備並びにイの(イ)に掲げる防災安全施設整備で機能診断と機能保全計画策定及び保全工事のみの場合は、3,000万円未満のものも実施できることとする。

(8) 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。

3 漁村再生交付金事業

- (1) 事業主体は、この事業で達成すべき目標及び達成状況を客観的に評価できる指標及び事業計画を定めた漁村再生計画を策定するものとする。ただし、都道府県及び市町村が共同で策定する場合にあっては、都道府県知事が当該市町村長の意見を聴取し漁村再生計画を策定するものとする。
- (2) 漁村再生計画を作成するに当たっては、関係機関、施設の予定管理者等と協議調整を図るとともに、漁業者を含めた地域住民、水産業協同組合、水産物の流通業者等により構成される協議会その他これに準ずる組織を設置し、地域の関係者の意向を十分反映するものとする。
- (3) 漁村再生計画の計画期間はおおむね6箇年以内とする。
- (4) この事業の対象は、漁港漁場整備法第6条の規定により指定された漁港及びその背後の漁業集落並びにこれらの周辺の漁場において実施するものとする。
- (5) この事業の総事業費は100百万円以上2,000百万円以下とする。ただし、漁村再生計画において定住人口又は交流人口を10%以上向上させることを指標として設定した地区のうち、既設の改良（漁港施設整備、漁場造成、漁港環境施設整備及び漁業集落環境整備に係るものに限る。）を行う場合の事業費は、50百万円以上とする。また、都道府県が行う漁港及び漁場施設の整備に係る全体事業費は500百万円以下とし、市町村が行う漁港の整備に係る全体事業費は1,200百万円以下とする。

第4 事業の実施等

1 事業計画書の提出

- (1) 事業実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、以下のとおり、事業計画書を作成し、水産庁長官に提出（別記参考様式別紙10第1号）するものとする。
 - ア 都道府県知事は、この事業を実施しようとする場合には、関係市町村長の意見を聴取し、当該事業に係る事業計画を策定し、事業計画書を水産庁長官に提出するものとする。
 - イ 市町村長は、この事業を実施しようとする場合には、関係都道府県知事と協議し、当該事業に係る事業計画を策定し、都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は当該事業計画書を水産庁長官に提出するものとする。

2 事業計画書の様式

1の事業計画書の様式は次のとおりとし、第2の1の(1)における様

式は(1)及び(2)、第2の1の(2)における様式は(3)及び(4)、第2の1の(3)における様式は(5)及び(6)とする。

- (1) 漁港漁村環境整備(漁港環境整備)事業計画書(別記参考様式別紙10第2号)
- (2) 漁港概要表(別記参考様式別紙10第3号)
- (3) 漁港漁村環境整備(漁業集落環境整備)事業計画書(別記参考様式別紙10第4号)
- (4) 漁港漁村環境整備(漁業集落環境整備)事業計画地区概況表(別記参考様式別紙10第5号)
- (5) 漁港漁村環境整備(漁村再生交付金事業)事業計画書(別記参考様式別紙10第6号)
- (6) 漁港漁村環境整備(漁村再生交付金事業)事業計画地区概況表(別記参考様式別紙10第7号)

3 事業計画の変更

事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とし、その変更は1の手続きに準じて行うものとする。

- (1) 第2の工種の新設及び廃止
- (2) 総事業費の変更であって20%以上の増減(労賃又は物価の変動によるものは除く。)ただし、漁村再生交付金事業については第3の3の(5)で規定する上限額を超えてはならない。
- (3) その他主要な工事の著しい変更

4 変更の手続き

事業計画書及び年度別事業計画書を変更しようとする場合には、1及び2の手續に準じて行うものとする。

5 年度別事業計画書

- (1) 年度別事業計画書の作成及び提出

1の(1)の規定に準じて、事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告(別記参考様式別紙10第8号)を求めるものとする。

- (2) 年度別事業計画書の内容(別記参考様式別紙10第9号)

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ア 計画内容
- イ 計画内容を示す図面及び写真
- ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項

第5 助成

1 国は、第4の5の年度別事業計画書の事業に要する経費について、予算の範囲内において都道府県に対して助成するものとする。ただし、市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第2の3の（2）の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、貸借料その他経常的な経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の（3）に準じて算定した額を上限とする。

2 対象経費

（1） 工事費

（ア） 本工事費

（イ） 附帯工事費

（ウ） 船舶及び機械器具費

（エ） 測量及び試験費

（オ） 用地及び補償費

（2） 地域創造型整備の実施に要する経費

（3） 市町村等事業推進

第6 施設の管理、運営

第2の1の(1)における漁港管理者及びに第2の1の(2)、(3)における施設の事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適正な管理、運営に努めるものとする。

第7 その他

1 「農山漁村高齢者対策の実施について」（平成8年5月10日付け8農産第2956号農林水産省農産園芸局長、農林水産省構造改善局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンが策定されている市町村において本事業における漁業集落環境整備を実施する場合には、同ビジョンに十分に配慮するものとする。

2 本事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 運用に定めるもののほか、漁港漁村環境整備事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第8 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 22 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の 1 の(3)のウに基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）別紙 31 の第 3 の規定に基づいて、平成 24 年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1501 号農林水産省生産局長通知・29 農振第 2962 号農林水産省農村振興局長通知・29 林整計第 579 号林野庁長官通知・29 水港第 3354 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙 21（漁港漁村環境整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 30 年度以降、継続して本交付金にて漁港環境施設に係る事業を実施する地区については、なお従前の例による。

(別記参考様式別紙10第1号)

番 号

年月日

水産庁長官 殿

都道府県知事

事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用の第4の1の(1)の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名： ○○地区

2. 交付対象事業名

- ・△△事業
- ・××事業
- ・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用第4の2に規定する事業計画書（別記参考様式別紙10第2～5号）

(別記参考様式別紙10第2号)

漁港漁村環境整備(漁港環境整備)事業計画書

- 1 事業の目的
- 2 農山漁村地域整備計画の目標と事業計画との整合性
- 3 計画の内容

事業種目	細目	規模	事業費	整備期間

- ※ 事業費は千円単位
- ※ 事業種目については、漁港漁村環境整備の実施要領別紙第2の2における工種名を記載のこと。
- ※ 細目については、樹木、屋外拡声装置等の具体的な施設名を記入のこと。

- 4 添付資料
 - (1)所在地及び位置図
 - (2)計画平面図
 - (3)漁港及び漁港周辺の写真

(別記参考様式別紙10第3号)

漁 港 概 要 表

都道府県名		漁港名		種別		所在地		事業主体		管理者		着手年度	
漁港の概要													
漁船数	計	～3 t	3～5 t	5～10 t	10 t～			属人	属地	主な漁業種類			
	利用漁船	隻	隻	隻	隻	隻	隻	陸揚量	t	t			
登録漁船	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻	陸揚金額	t	t			
		面積	緑地面積		漁港の美化への取り組み状況								
漁港施設用地		㎡	㎡										
漁港関連施設用地		㎡	㎡										
その他の漁港関係用地		㎡	㎡										
地区の概要													
地区人口		人	地区内の公園		ヶ所	㎡	地球の環境改善への取り組み状況						
陸上漁港利用者数		人	海水浴場		ヶ所	㎡							
漁業組合員数		人											
漁港環境整備事業の概要				環境整備事業の必要理由・漁港関係者、住民の要望等						計画面積の根拠			
*施設内容、全体計画面積等 (全体計画面積○○○㎡うち緑化面積○○○㎡)				*改善しなければならない現状及び、改善のため必要な整備、それによつての効果、漁港関係者・住民の地区の環境整備に対する要望についてのアンケート結果等具体的に記入のこと。									
整備後の利用計画							維持管理の計画						
*通常の漁港関係者の利用のほか、ゲートボール大会や年間を通じた祭り、イベント及び年当たりの利用人数の見通し等を記載。													
漁港整備計画				その他の事業計画				過去における環境関係事業の実績					
事業名				事業名									
事業概要				事業概要									
				(ふれあい整備計画、漁港交流広場整備事業、災害に強い漁港漁村づくり整備事業の実施漁港は概要を記入のこと。)									

漁港漁村環境整備(漁業集落環境整備)事業計画書

都道府県名		地区名		所在地		事業主体		実施希望年度	
A 対象地区の現況に関する事項	1	漁業集落の概況			B 事業構想に関する事項	1	漁業集落の将来像		
	2	漁業の現状				2	漁業振興の構想		
	3	漁港整備の現状				3	漁港整備の構想		
	4	環境整備の現状				4	環境整備の構想		
	5	社会組織と地域活動の現状				5	社会組織と地域活動の構想		
	6	住民の意向				6	その他必要な事項		
	7	その他特記すべき事項							
	8	漁業集落の問題点							

C 事業計画及び実施に関する事項	1 農山漁村地域整備計画の目標と事業計画との整合性					
	2 環境基盤の整備 (千円)					
	事業種目	事業細目	数量	事業費	整備期間	整備方針等
	(1)漁業集落道整備				～	
	(2)水産飲雑用水施設整備				～	
	(3)漁業集落排水施設整備				～	
	(4)防災安全施設整備				～	
	(5)緑地・広場施設整備				～	
	(6)土地利用高度化再編整備				～	
	(7)地域資源利活用基盤施設整備				～	
(8)用地整備				～		
(9)特認事業				～		
	計					
	3 管理予定者及び管理方法				D 付属資料 (別添)	(1)別記参考様式別紙10第4号の1～3 注)必要な様式のみ添付のこと (2)所在地及び位置図 (2)計画平面図、詳細平面図 (3)その他、説明に必要な写真
	4 費用の負担方法					
	5 資金計画					
	6 上位計画及び関連計画 (ただし、漁港整備事業は除く)					

注：○ 2 環境基盤の整備中の①事業細目は
 (1)漁業集落道整備では、○号集落道等
 (2)水産飲雑用水施設整備では、取水、貯水、導水、浄水、送水、配水等
 (3)漁業集落排水施設整備では、処理施設、管路施設、ポンプ施設等
 (4)防災安全施設では、土砂崩壊防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設等
 (5)緑地・広場施設整備では、樹木、休憩所、附帯施設等
 (6)土地利用高度化再編整備では、土地再編整理施設、地下収容施設、移転用地整備等
 (7)地域資源利活用基盤施設整備では、消雪施設、堆肥化施設等
 (8)用地整備では、共同利用施設用地、廃棄物処理施設用地、排水処理施設用地、住宅代替用地等の別を種分けし記載すること。
 ○整備方針については事業種目ごとの必要性がわかるように記載すること。

〔記載要領〕

A 漁業集落の現況に関する事項

○計画策定の前段階として、過去のすう勢をふまえ、対象集落の現状と問題点、その要因及び地域特性について明らかにする。

A-1 漁業集落の概況

(1) 位置と交通条件

市町村における当該集落の位置、市町村中心地区、D. I. D地区からの交通条件などについて記述する。

(2) 漁業集落の範囲

当該集落と市町村、行政区、字界区等との関係、面積及び集落範囲設定の理由について記述する。

(3) 人口、世帯の現状

人口、世帯数などの推移と現状について記述する。

(4) 地区産業の現状

部門別の生産規模、集落構成員の就業構造など地区産業の現状、特性、問題点について記述する。

(5) 地勢の現状と集落の形態

集落の土地形状、集落の形状、密度などについて記述する。

A-2

(1) 漁家と漁業形態

漁業種類、漁場、漁期、漁労形態などの漁業形態、それに対応する漁家の階層、専兼の形態、漁業者の年令と後継者の有無などについて記述する。

(2) 漁業生産量の推移

漁業種類別、漁種別に漁業生産量の推移について記述する。

(3) 漁船の動向

漁船規模別の漁船隻数、総トン数の推移について記述する。

(4) 水産物流通加工の現状

水産物の陸揚地別陸揚量の推移、出荷配分、地元加工など流通加工の現状について記述する。

(5) 漁家生活の現状

漁業者の生活時間、労働、婦人、老人、子供などの漁業生産における役割漁業労働に伴う健康問題など漁家生活の現状について記述する。

A-3 漁港整備の現状

(1) 漁港整備の経緯と現状

年度別に漁港整備の経緯と現状（充足度など）について記述する。

(2) 漁港利用の現状

漁港利用の現状について記述する。

(3) 水産関連施設整備の現状について記述する。

A-4 環境整備の現状

(1) 道路交通の現状

道路の整備状況、交通の現状について記述する。現状分析については以下の点に留意する。

① 道路の構成段階はどうなっているか。混乱していないか。

※一般的な構成段階

主要幹線道路（通過交通道路）－漁港関連道、連絡道路－集落内幹線道路－臨港道路－集落内道路－生活道路（露路など）

- ② 主要幹線道と集落、漁港の連絡利便性はどうか。
 - ③ 集落と漁港の連絡利便性はどうか。
 - ④ 公共サービス（ゴミ、し尿収集、消防、救急など）が十分に機能できる配置になっているか、幅員は十分か。
 - ⑤ 公共、公益施設、商店などの連絡などはどうなっているか。
 - ⑥ 住民はどの程度車を所有し、利用しているか。
 - ⑦ 道路は車両の通行以外にどのように利用されているか。（通学路、買物路、祭、漁業作業、子供の遊び場など）
 - ⑧ 通過交通量はどうか。交通事故の危険はないか。
 - ⑨ 騒音、振動、ほこりなどの車公害はでていないか。
 - ⑩ 道路が路面浸水することがないか。
 - ⑪ 転落、落石、崩壊などの危険な箇所はないか。
 - ⑫ くらくて危険な箇所はないか。
 - ⑬ 駐車はどこにしているのか。駐車場は不足していないか。
 - ⑭ 積雪時の通行はどうか。
 - ⑮ 道路の景観はどうか。（街路樹、垣根などがあるか）
 - ⑯ 道路の管理は十分におこなわれているか。どぶさらい、清掃など住民による管理作業がなされているか。
- (2) 飲・雑用水の供給の現状

水道施設の整備状況などについて記述する。現状分析については以下の点に留意する。

- ① 飲料水は何を使用しているか。
- ② 水産用水は何を使用しているか。
- ③ 使用水量は十分か。
- ④ 水量不足の期間はいつか。またその原因は何か。
- ⑤ 水質は良いか。悪い場合の原因は何か。
- ⑥ 今後の水産業振興計画に対応して、水量を確保できるか。

(3) 排水、廃棄物処理の現状

排水状況、家庭水産雑排水の排水処理状況、し尿処理状況、家庭ゴミ、水産廃棄物の処理状況、漁港・漁場の汚染状況などについて記述する。現状分析については以下の点について留意する。

- ① 雨水排除はスムーズにおこなわれているか。
- ② 家庭雑排水、水産排水の処理方法はどうなっているのか。
- ③ し尿処理の方法はどうなっているのか。個人処理の場合、畑地還元などの方法は今後も可能か。
- ④ ゴミの分別収集はなされているか。
- ⑤ ゴミの収集回数は十分か。
- ⑥ 水産廃棄物の種類は何か。またその処理方法はどうなっているか。
- ⑦ ゴミ、し尿などの不法投棄はなされていないか。
- ⑧ 環境衛生上の問題はおきていないか。
- ⑨ 漁港が汚染し、機能（漁獲物鮮度の低下、漁船耐用年数の低下、悪臭など）が低下していないか。
- ⑩ 漁場が汚染され、魚貝類に影響がでていないか。

- ⑪ 漁港・海岸の清掃がおこなわれているか。地域住民の参加はあるか。
- ⑫ 合成洗剤などの影響がでていないか。

(4) 防災、消防の現状

自然防災、消防施設の整備状況、体制などについて記述する。現状分析については以下の点に留意する。

- ① 洪水、地すべり、津波高潮、雪崩などの自然災害の危険はないか。整備は十分になされているか。
- ② 初期消火体制（とくに海上作業時）のしくみができているか。
- ③ 消防車の活動に支障のある区域はないか。
- ④ 消防ポンプ、防火水槽、消火栓などの整備状況は基準を満たしているか。
- ⑤ 防火区画のような空地、緑地はあるか。
- ⑥ 自然災害、火災時の避難場所はあるか。

(5) 緑地・広場の現状

緑地・広場施設の整備状況について記述する。現状分析については以下の点について留意する。

- ① 漁業集落住民がレクリエーション等をするのに十分な広場や施設はあるか。
- ② 子供が安全に遊ぶことができる広場はあるか。
- ③ 火災時の延焼の防止及び津波等の緩衝のための緑地並びに住民の避難場になり得る広場はあるか。
- ④ 飛潮や飛砂から集落の環境を保全する緑地の整備はなされているか。

(6) 地域資源の現状

対象となる地域資源及びその活用方法等について記述する。現状分析について以下の点に留意する。

- ① 漁業集落道、公共施設の消雪対策はどのように行っているか。
- ② 消雪対策に利活用が可能な温水や地下水は十分にあるか。
- ③ 汚泥の発生状況及びその処理については現在どうしているのか。
- ④ 漁業活動において発生する水産副産物の発生状況及びその見通しはどうであるか。

(7) 土地利用の現状

土地利用の現状について記述する。現状分析については以下の点について留意する。

- ① 住宅（用地）の需要は大きいか。またその要因（世帯分離、借家・間取りの解消、遠距離地居住者の移転など）は何か。
- ② 住宅の拡張、新設用地はあるか。
- ③ 公共・公益施設、漁業近代化施設などの施設用地は十分か。その新設・拡張用地はあるか。
- ④ 土地利用の混在による問題（騒音、臭気、火災危険、交通事故危険など）はないか。
- ⑤ 漁港周辺用地の土地利用は集落の“核”として十二分に利用されているか。
- ⑥ 公有地など利用可能な用地があるか。
- ⑦ 海水浴場などの自然海岸が確保されているか。

(8) 公共・公益施設の現状

公共・公益施設の整備状況について記述する。現状分析については以下の点について留意する。

- ① 地区の集会・研修内容、頻度など活動は活発におこなわれているか。
- ② 不活発の場合、その原因は何か。
- ③ 人口規模や活動状況、活動希望に見合った研修・集会施設の規模、内容が充足されているか。
- ④ 施設がない場合どのように充足しているか。

- ⑤ 人口規模や活動状況に見合った公園・緑地等のオープンスペースがあるか。
- ⑥ 子供はどのような遊び方で、どこを利用しているか。
- ⑦ 危険性はないか。
- ⑧ 寺社の境内やその他の遊び場があるか。校庭は開放されているか。
- ⑨ 泳げない子供はいないか。海水浴場は確保されているか。
- ⑩ 労働過重などで健康に問題はないか。また、医療体制、施設の整備状況はどうか。
- ⑪ 婦人の海上作業などで、子供や老人にしわよせがきていないか。そのための体制、施設（保育所、老人施設、児童施設）の整備状況はどうか。
- ⑫ その他、人口規模、生活圏、活動施設などに見合った公共・公益施設は整備されているか。

A-5 社会組織と地域活動

漁業関係を主とした地域社会組織の現状とこれら組織による地域活動及び施設の管理運営の状況について記述する。

A-6 住民の意向

地区住民の総合整備に対する意向について記述する。地区住民はおおむね次の組織等の意見をきくものとする。

- ① 漁業共同組合
- ② 漁協婦人部
- ③ 漁協青年部
- ④ 漁業研究グループ
- ⑤ 部落（区）会
- ⑥ 婦人会
- ⑦ 青年会
- ⑧ 老人会
- ⑨ 生活改良普及員
- ⑩ 水産改良普及員
- ⑪ その他商工会、公民館など

A-7 その他特記すべき事項

当該地区の特性等、特記すべき事項について記述する。

A-8 漁業集落の問題点

1～7における現状と地区住民の意向の分析の結果をふまえ、漁業集落における総合的な整備の構想を樹立するに当たってとくに留意すべき諸点を地区の特性を配慮して記述する。

B 漁業集落総合整備の事業構想に関する事項

- 現状分析をふまえ、漁業集落の総合的な整備の構想を明らかにする。
- 構想は当該事業に関わるものだけでなく、また問題の個別的、当面的解決だけでなく、全体の将来像について記述する。
- 構想は市町村の全体構想及び広域的な社会的、経済的關係に十分配慮すること。
- 構想の範囲は当該集落を原則とするが、整備計画区域と関係の深い地区のついても言及する。

B-1 漁業集落の将来像

整備構想の前提として、地区の特性及び地区住民等の意見を配慮した集落整備の目標ともいえるべき基本的方向について、おおむね10年後を見通して記述する。

B-2 漁業振興の構想

漁場整備開発、沿岸漁業構造改善、栽培漁業の振興などをふまえ、漁業振興の構想を記述する。その中で、漁業種類、生産規模、経営体、従事者、漁場の保全と開発、流通加工、施設整備等について明らかにする。

B-3 漁港整備の構想

漁業振興の構想を受けて漁港整備の構想を明らかにする。

B-4 環境整備の構想

道路・交通施設整備、飲雑用水施設整備、排水処理施設整備、廃棄物処理施設整備、公共・公益施設整備、防災消防施設整備、住宅整備等について、整備の考え方、整備種目、整備手法、整備規模、管理運営の方法などの構想を明らかにする。

また、漁港整備を含め、集落空間の整備（土地利用）構想についても明らかにする。

B-5 社会組織と地域活動の構想

漁業集落を快適な環境として発展させるための、主として漁業関係組織づくりとその活動のあり方に関する方向について明らかにする。

B-6 その他の必要な事項

その他構想に関して必要な事項について記述する。

C 事業計画及び実施に関する事項

○Bで述べた構想を達成するために、事業の内容、範囲、優先順位、事業手法と事業量の見通し等を検討し、当該地区に係わる整備目標及び事業計画などを明らかにする。整備計画は基本的に構想の部分的検討として位置づける。

○事業手法の検討に際しては、漁港整備計画との関連、整合性－工事の一体性、機能の密接性、施工時期などについて留意する。また他事業との関連について留意する。

C-1 農山漁村地域整備計画の目標と事業計画との整合性

農山漁村地域整備計画との関連整合性を記載する。

C-2 環境基盤の整備

- (1) 漁業集落道整備
- (2) 水産飲雑用水施設整備
- (3) 漁業集落排水施設整備
- (4) 防災安全施設整備
- (5) 緑地・広場施設整備
- (6) 土地利用高度化再編整備
- (7) 地域資源利活用基盤施設整備
- (8) 用地整備

D その他参考となる事項

漁業集落排水施設整備の計画概要表

漁港名(地区名)		都道府県名			市長村名			
排水処理の現状		集落人口			人戸			
排水処理の必要性		計画処理対象人口			計画人口	帰省人口	施設利用人口	計人戸
負担区分	事業費	国	都道府県	市町村	その他		受益者	
	補助施設	%	%	%	%		%	
	うち雨水排水							
	単独施設							
	合計							
事業費	工事		数量		事業費		事業主体	
	補助施設	処理施設						
		管路施設						
		ポンプ施設						
		その他						
	小計							
	単独施設(a)							
計(b)								

維持管理費		維持管理主体	維持管理費		維持管理費の算定方法	
	補助施設		円/年			
	(うち雨水排水)		円/年			
	単独施設		円/年			
	合計		円/年			
処理施設の概要	処理施設名	敷地面積	処理方式		放流先	
	計画処理対象人口	計画流入水質				
		B O D	S S	T - N	T - P	その他
	人戸	ppm	ppm	ppm	ppm	
	計画日間最大汚水量	計画放流水質				
	B O D	S S	T - N	T - P	その他	
m ³ /日	ppm	ppm	ppm	ppm		
資金計画	補助残			非補助		
				単独分	家庭内設備	
	受益者負担	建設費		維持管理費		
		円/戸		円/戸		
備考	(a) / (b) × 100% =					

※排水処理の必要性欄は、漁港機能、漁業生産、生活環境面への被害状況等を記入すること。

(別記参考様式別紙10第4号の2)

漁港漁村環境整備(漁業集落環境整備)事業(改築/機能保全工事)の概要
(漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設)

都道府県名

【事業工程】

(金額単位：千円)

漁港名	地区名	種別	事業主体	改築/保全工事業費	細目	年度事業費	年度事業費	年度事業費
合 計								

【既設施設について】

着工年度	完成年度	施設の概要	供用開始年度	施設管理者	過去の補修状況及び事業費	老朽化の状況

【記入要領】

下記の施設の改築の対象となる機械及び装置等とは、次のとおりである。

< 漁業集落排水施設 >

- ①スクリーン、脱水機、沈砂槽その他汚水の前処理に必要な設備
- ②その他の汚水処理施設設備
- ③消毒設備
- ④脱臭設備
- ⑤換気、除じん等に必要な設備
- ①管理・計量設備、ポンプ設備等の設備

< 水産飲雑用水施設 >

- ①計測設備
- ②沈殿材注入設備
- ③電気設備
- ④ポンプ設備
- ⑤減菌設備
- ⑥荷役設備

(別記参考様式別紙10第4号の3)

漁業集落排水施設整備の一体的に整備することを相当とする地区概況表

都道府県名； _____ 漁港名； _____ 地区名； _____

① 基本集落に近接した集落

集 落 名 (処理区名)	人 口	基本集落との関係	漁業集落排水施設として実施する理由	集落排水施設の必要性及びその効果
	人			
計				

② 基本集落以外の漁業集落

集 落 名 (処理区名)	人 口			就 業 状 況			漁 家 状 況				漁 業 依 存 状 況			
	人	口	a / b	総就業人口	漁業就業人口	c / d	総戸数	漁家数	漁家率	漁家順位	純生産額	漁業生産額	漁業依存度	漁業生産額順位
	a	b	%	c	d	%	e	f	f / e	位	g	(含水産加工) h	g / h	位
	人	人		人	人	%	戸	戸	%		千円	千円	%	
計														
	基本集落との関係			漁業集落排水施設として実施する理由				集落排水施設の必要性及びその効果						

(別記参考様式別紙10第4号の4)

機能診断及び機能保全計画策定の概要
(漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設)

1 地区名

〇〇県〇〇市〇〇地区、△△地区

2 施設管理者

3 施設概要

① 施設

地区名	施設名	計画人口 (人)	整備期間 (〇〇年～〇〇年)	建設費 (百万円)	備考

② 施設内容

施設名	処理施設 (箇所)	管路施設 (km)	ポンプ施設 (箇所)	その他 (箇所)	備考

③ 維持管理

(千円)

施設名	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	備考

※近年、五箇年の維持管理費を記入。また、備考欄に主要な維持管理内容を記載。

4 事業実施期間

〇〇年度 ～ 〇〇年度

5 参考資料

位置図、現行の施設図面及び主要施設の写真

(別記参考様式別紙10第4号の5)

機能診断及び機能保全計画策定の概要

(漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設及び用地)

1 地区名

〇〇県〇〇市〇〇地区、△△地区

2 施設管理者

3 施設概要

① 既存施設の整備概要

地区名	施設名	整備期間 (〇〇年～〇〇年)	建設費 (百万円)	備考

② 施設内容

施設名	工種	単位	備考

③ 維持管理

(千円)

施設名	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	備考

※近年、五箇年の維持管理費を記入。また、備考欄に主要な維持管理内容を記載。

4 事業実施期間

〇〇年度 ～ 〇〇年度

5 参考資料

位置図、現行の施設図面及び主要施設の写真

(別記参考様式別紙10第4号の6)

機能保全工事の概要

(漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設及び用地)

1 地区名

〇〇県〇〇市〇〇地区

2 施設管理者

3 機能保全工事の概要 (当該事業計画期間の内容を記載すること)

① 計画期間：〇〇年度～〇〇年度

② 総事業費：〇〇百万円

③ 施設内容

施設名	工種	単位	保全工事内容	費用 (百万円)	実施期間

4 参考資料

- ・機能保全計画の概要 (当該事業計画期間を含む保全計画全体に関するもの)
- ・位置図、現行の施設図面及び主要施設の写真
- ・その他保全工事の内容が分かる資料

(別記参考様式別紙10第6号)

漁港漁村環境整備(漁村再生交付金)事業計画書(漁村再生計画)

1. 漁村再生の目標・指標と設定の考え方
2. 地域創造型整備の目的及び内容
3. 既存ストックの有効活用の考え方
4. 事業計画
 - (1) 目的及び目標・指標との整合性
 - (2) 事業主体
 - (3) 地域の所在及び現況
 - (4) 管理要領
 - (5) 費用の概要
 - (6) 効用
 - (7) 他事業との関係
 - (8) 財産処分計画
 - (9) 計画概要図

5. 協議会等の検討状況

[記載要領]

1. 漁村再生の目標・指標と設定の考え方
 - (1) 本事業の実施するに当たり達成すべき目標及び、その達成状況を把握するための指標を記載する。
 - (2) 記載した目標、指標の設定の根拠を記載する。
 - (3) 指標については基準年度、目標年度により達成値を設定し、その根拠を記載する。
2. 地域創造型整備の目的及び内容
実施する地域創造型整備が目標達成に必要な理由及びその内容(主な施設名、取組事項、事業費及び実施期間)を記載。
3. 既存ストックの有効活用の考え方
 - (1) 当該交付金で有効活用を図る既存ストック(施設名等)を定義し、課題、問題点等を記載する。
 - (2) 有効活用の方法(目的、整備手法、内容等)を記載する。
4. 事業計画
 - (1) 本事業の目的と漁村再生計画の1.で記載した目標及び指標との整合性を記載する。
 - (2) 所在する市町村及び地区の概況、漁業の現況等を記載する。
 - (3) 事業完了後の施設の管理主体、管理方法等を記載する。
 - (4) 事業を実施するに当たり所用の費用計画(受益者負担額・割合)を記載する。
 - (5) 事業実施による効果について、貨幣換算化している場合記載する。
 - (6) 事業の実施により生じる財産処分の計画を本項に記載する。
5. 協議会等における主な構成員、意見及び反映状況を記載する。
6. その他
様式はA4縦書きを標準とする。

令和〇〇年度漁港漁村環境整備(漁村再生交付金)事業計画概要表

都道府県名		地区名		所在地		漁港名		漁港種別		総事業費		千円												
集 落 の 概 況	人口・戸数		人口		漁家人口		戸数		漁家戸数		総 事 業 費	事業種目		工種		数量		事業費		国費		備考		
	地区		人		人		戸		戸			漁港施設				(千円)		(千円)						
	市町村		人		人		戸		戸															
	土地利用状況		計		農用地		林野		宅地			その他		漁場造成								※対象魚種を記載すること		
	地区		ha(100%)		ha(%)		ha(%)		ha(%)			ha(%)												
	市町村		ha(100%)		ha(%)		ha(%)		ha(%)			ha(%)												
	集落形態		集落総戸数		密居		集居		散居			散在		水域環境保全創造										
			戸(100%)		戸(%)		戸(%)		戸(%)			戸(%)												
	地域指定状況													漁港環境施設										
漁 業 の 概 況	漁獲量・金額		属人		属地		主な漁業種類					業 費	事業種目		工種		数量		事業費		国費		備考	
	漁獲量		トン		トン								漁港施設											
	漁獲金額		百万円		百万円								漁場造成											
	養殖漁業		漁獲量・金額		養殖魚種								水域環境保全創造											
	漁獲量		トン										漁港環境施設											
	漁獲金額		百万円										漁業集落環境施設											
	漁船隻数		計		～3t		3～5t		5～10t		10t～		小計											
	登録		隻										地域創造型											
			トン																					
	利用		隻										合計								(総事業費)			
トン																								
整 備 に 関 す る 事 項 備 考	工事の着手時期及び完了予定時期 年度 ～ 年度											地 域 創 造 型	ハード		事業量		事業費		目的及び効果の具体的内容					
	事業の問題点・課題・整備方針・財産処分計画												ソフト		内容		積算内訳		目的及び効果の具体的内容					
	漁港施設 漁場造成 ※対象魚種を記載すること 水域環境保全創造 漁港環境施設 漁業集落環境施設											維 持 管 理	施設名		管理予定者		管理方法							
	※都道府県、市町村の内訳及び受益者負担を記載する。												事業種目		工種		数量		事業費		国費		備考	

漁村再生計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
地区名	ふりがなをつける。
所在地	町村の場合は郡名から記載し、大字〇〇、〇〇集落まで記載する。地区名と同様にふりがなをつける。
集落の概況	事業区域の集落の概況を記載する
地域指定状況	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記載する。
漁業の概況	事業計画区域に位置する漁港の概況を、最近年の統計、港勢調査を基礎に記載する。
整備に関する事項	事業の問題点、課題及び整備方針及び施設を整備するに当たり、財産処分が伴う場合、施設名等を記載する。
事業費	(1) 漁港施設整備、漁場造成等各事業種毎に記載する。 (2) 各事業種毎の事業費には、純工事費及び諸経費を含んだものとする。
浜の活力再生交付金	浜の活力再生交付金での施設整備を事業計画に含める場合は、整備計画の内容に関する事項(施設名、数量、事業費、国費、整備予定期間等)を記載する。 但し、浜の活力再生交付金で整備する施設の事業費は事業計画の総事業費には含まないものとする。
地域創造型整備	ハード事業については、事業費、費用負担、目的・効果等を記載する。 ソフト事業については、取組みの内容、目的及び事業実施による効果を具体的に記載する。
備考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	一般計画図は実施地区の全域が掲載される縮尺のものとする。

[別記参考様式別紙10第8号]

番 号
年月日

水産庁長官 殿

都道府県知事

年度別事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用の第4の5の(1)規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名： ○○地区

2. 交付対象事業名
 - ・ △△事業
 - ・ ××事業
 - ・ ◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用第4の5の(2)に基づき作成する年度別事業計画書(別記参考様式別紙10第9号)

[別記参考様式別紙10第9号]

所管別	漁港名	事業主体	着工年度

令和 年度 農山漁村地域整備交付金事業実施計画の内訳書

県名	
地区名	

(漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業、漁村再生交付金事業)

単位：千円

	工 種 種 目	全 体 計 画 (年～ 年)				令 和 年 度 実 施 額 (実施年度)				令 和 年 度 以 降 残 (翌年度以降)		備 考
		全体数量	全体事業費	前年度までの数量	前年度までの事業費	数 量	事 業 費	交 付 率	交 付 金	数 量	事 業 費	
漁港環境整備事業												
	小 計											
漁業集落環境整備事業												
	小 計											
漁村再生交付金事業												
	小 計											
合 計												

- 備考
- 複数の漁港及び地区の整備を行う場合は、適宜行を追加し、各漁港及び各地区毎に記入する。また、漁港環境又は衛生関連施設、防災関連施設の整備のみの場合は、整備のない行を削除する。
 - 工種種目欄には、漁港環境整備事業にあつては「事業計画書（別記参考様式別紙10第2号）」の「3 計画の内容」の事業種目欄、漁業集落環境整備事業にあつては「事業計画書（別記様式第4号）」の「Cの2 環境基盤の整備」の事業種目欄の内容を記入すること。
 - 全体計画欄には最新の数値を記入すること。また、事業期間（着工年度～完了予定年度）を記入すること。
 - 備考欄には、その施設施設が完了している場合、完了年度を記入すること。

- <その他添付するもの>
- ◆計画内容を示す図面及び写真
 - ◆その他事業の実施に当たって参考となる資料